

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度

〈趣旨〉

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）及び JSP0 加盟団体等は、スポーツ文化を豊かに享受するというすべての人々がもつ基本的な権利を保障するため、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」を制定し、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を公認スポーツ指導者として育成することにより、望ましい社会の実現に貢献する。

〈目的〉

第2条 この制度の目的は、次のとおりとする。

- （1）公認スポーツ指導者によるスポーツ指導の体制を確立すること。
- （2）公認スポーツ指導者として求められる資質能力（思考・判断、態度・行動、知識・技能）に関する科目を体系的に編成した講習会等により公認スポーツ指導者を育成し、その資質能力の向上を図ること。
- （3）公認スポーツ指導者育成の基本コンセプト、3つの方針（受講者受入方針・養成講習会実施方針・資格認定方針）、資格の種類と役割及び権利と責務を明確にし、社会的信頼の向上を図ること。
- （4）地域別、競技別、種類別等、公認スポーツ指導者相互の連帯を深め、活動促進を図ること。

〈公認スポーツ指導者〉

第3条 JSP0 及び JSP0 加盟団体等が育成する公認スポーツ指導者とは、スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタード^aの考え方のもとに暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者である。

〈種類及び役割〉

第4条 公認スポーツ指導者の種類及び役割は、次のとおりとする。

（1）スポーツ指導者基礎資格

・スポーツリーダー

地域におけるスポーツグループやサークル等のリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者

・コーチングアシスタント

地域におけるスポーツグループやサークル等において、上位資格者を補佐する者として、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者

（2）競技別指導者資格

ア．スタートコーチ

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、当該競技の上位資格者と協力して安全で効果的な活動を提供する者

^a プレーヤーズセンタード：プレーヤーを取り巻くアントラージュ自身も、それぞれの Well-being（良好・幸福な状態）を目指しながら、プレーヤーをサポートしていくという考え方。

イ. コーチ 1

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する者

ウ. コーチ 2

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等の監督やヘッドコーチ等の責任者として、安全で効果的な活動を提供するとともに、指導計画を構築、実行、評価し監督することと併せて、コーチ間の関わり及び成長を支援する者

エ. コーチ 3

トップリーグ・実業団等のコーチングスタッフとして、ブロック及び全国大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う者

オ. コーチ 4

トップリーグ・実業団・ナショナルチーム等のコーチングスタッフとして、国際大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う者

カ. 教師

クラブや商業・民間スポーツ施設等で幅広い年齢層の多様なスポーツライフスタイルを志向する会員や利用者に応じたコーチングを行うとともに、当該施設等の日常運営業務にあたる者

キ. 上級教師

クラブや商業・民間スポーツ施設等における実技指導の責任者・チーフを担うとともに、当該施設等の企画・経營業務にあたる者

(3) メディカル・コンディショニング資格

ア. スポーツドクター

医師の立場からプレーヤーの健康管理、スポーツ外傷・障害の診断、治療、予防、研究等にあたる者

イ. スポーツデンティスト

歯科医師の立場からプレーヤーの健康管理、歯科口腔領域におけるスポーツ外傷・障害の診断、治療、予防、研究等にあたる者

ウ. アスレティックトレーナー

スポーツドクターをはじめコーチ等との緊密な協力のもとに、1) スポーツ活動中の外傷・障害予防、2) コンディショニングやリコンディショニング、3) 安全と健康管理、および 4) 医療資格者へ引き継ぐまでの救急対応という 4 つの役割に関する知識と実践する能力を活用し、スポーツをする人の安全と安心を確保したうえで、パフォーマンスの回復や向上を支援する者

エ. スポーツ栄養士

地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、プレーヤーの栄養・食事に関する専門的視点からの支援等、栄養サポートを行う者

(4) フィットネス資格

ア. フィットネストレーナー

商業・民間スポーツ施設等において、会員や利用者に対する相談及び指導助言を行うとともに、各種トレーニングの基本的指導等を主に職業として行う者

イ. スポーツプログラマー

地域スポーツクラブ等において、会員や利用者のフィットネスの維持や向上のための指導及び助言を行う者

ウ．ジュニアスポーツ指導員

地域スポーツクラブ等において、幼少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動きづくりの指導を行う者

(5) マネジメント指導者資格

ア．アシスタントマネジャー

総合型地域スポーツクラブ等において、クラブ会員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジメントの諸活動をサポートする者

イ．クラブマネジャー

総合型地域スポーツクラブ等において、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行うとともに、クラブに必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する者

〈養成〉

第5条 JSP0 及び JSP0 加盟団体等は、第6条第1号に定める公認スポーツ指導者として必要な資質能力を修得させるため、すべてのスポーツ指導者に共通して求められる資質能力に関する科目と、役割に応じて求められる専門的な資質能力に関する科目を体系的に編成し、前条各資格の養成講習会を実施する。

(1) 養成講習会のうち共催により実施する講習会は、次のとおりとする。

ア．競技別指導者養成講習会（共催：JSP0 加盟競技団体等）

イ．スポーツデンティスト養成講習会（共催：公益社団法人日本歯科医師会）

ウ．スポーツ栄養士養成講習会（共催：公益社団法人日本栄養士会）

エ．スポーツプログラマー養成講習会（共催：公益財団法人日本スポーツ施設協会）

(2) JSP0 及び JSP0 加盟団体等は、第1条に定める趣旨に賛同する者で、養成講習会を通じて、スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタードのもとに暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通じて、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献する意欲がある者を、養成講習会の受講者として広く受け入れる。

(3) 各養成講習会の運営方法、受講条件、カリキュラム内容、講習・試験の免除、審査等の詳細については、別に定める。

(4) 講習・試験免除適応コース

別に定める講習・試験免除承認システムに基づき、所定のカリキュラムと同等の教育課程を設定していると JSP0 指導者育成委員会が承認した大学（学部・学科等）、専門学校、その他団体等を講習・試験免除適応コースとすることができる。

(5) スポーツ指導者養成コース

別に定める養成コース申請基準を満たすスポーツ関連団体等をスポーツ指導者養成コースとすることができる。

〈認定〉

第6条 公認スポーツ指導者の認定は、次のとおりとする。

(1) JSP0 及び JSP0 加盟団体等は、第1条に定める趣旨に基づき、養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了し、以下の資質能力を身に付けた者を、公認スポーツ指導者として認定する。

- ・ スポーツの価値や未来への責任を理解することができる。
- ・ プレーヤーズセンタードの考え方のもとに、暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除できる。
- ・ 常に学び続けることができる。
- ・ プレーヤーの成長を支援することを通じて、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる。
- ・ 求められる役割に応じて、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導することができる。
- ・ 求められる役割に応じて、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる。

(2) 公認スポーツ指導者の認定は、別に定める登録規程により、登録手続きが完了した者を対象とする。

(3) 公認スポーツ指導者として認定された登録指導者は、JSP0 及び JSP0 加盟団体等の組織内指導者とする。

〈権利〉

第7条 公認スポーツ指導者（スポーツリーダーは除く）は、下記に掲げる権利を有する。

- (1) JSP0 が発行する情報誌の受領・閲覧及びスポーツ指導者手帳の受領
- (2) JSP0 及び JSP0 加盟団体等が実施する研修事業への参加
- (3) 公認スポーツ指導者総合保険制度への加入
- (4) 公認スポーツ指導者公式制定品の購入・使用
- (5) 「指導者マイページ」のコンテンツ利用

〈責務〉

第8条 公認スポーツ指導者は、次の責務を負う。

- (1) 「スポーツ宣言日本」^bの趣旨を理解したうえで、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えること。
- (2) プレーヤーズセンタードの考え方のもとに、プレーヤーの望むスポーツ活動を理解し、その成長を支援すること。
- (3) プレーヤーや社会に対する自己の影響力を認識し、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展すること。
- (4) JSP0 登録者等処分規程に基づき遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を行わないとともに、同規程に基づく調査に誠実に協力すること。
- (5) スポーツの価値や未来への責任を理解し、スポーツの力を望ましい社会の実現に活かすために努力すること。

^b スポーツ宣言日本：平成 23（2011）年 7 月に創立 100 周年を迎えた JSP0 が、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）とともに採択した宣言で、嘉納治五郎初代会長の志を受け継ぎ、新たな 100 年に向けて、21 世紀のスポーツが果たすべき使命を謳ったもの。

〈処分〉

第9条 公認スポーツ指導者が JSP0 登録者等処分規程に定める遵守事項に違反したと認められたときは、同規程に基づき処分を行うものとする。

〈マスター称号〉

第10条 公認スポーツ指導者としての資質能力が特に優れ、当該領域の指導者の育成・指導等に
あたる者として下記により推薦のあった者に対し、JSP0 指導者育成委員会の審査を経て、マ
スターの称号を付与する。

- (1) 競技別指導者資格の各領域において、指導者の育成及び指導等にあたる者として、別に定め
る基準に基づき、中央競技団体から推薦のあった者
- (2) アスレティックトレーナーの指導及び育成等にあたる者として、別に定める基準に基づき、
JSP0 が推薦する者

〈協議会等〉

第11条 公認スポーツ指導者相互の連帯と、公認スポーツ指導者としての資質能力の向上及びス
ポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的に、次のスポーツ指導者協議会等を設
置し、それぞれの役割に応じた活動方策等について協議する。

(1) 全国スポーツ指導者連絡会議

JSP0 指導者育成委員会のもとに設置し、都道府県スポーツ指導者協議会の代表と中央競技
団体等の指導者育成部門の代表で構成する。主に公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑
な運営等について協議する。

(2) 都道府県別スポーツ指導者協議会

都道府県体育・スポーツ協会の指導者育成に関する委員会のもと等に設置し、主に都道府県
内における公認スポーツ指導者の活動促進、相互研修、情報交換、広報活動の推進等について
協議する。

(3) 加盟団体スポーツドクター代表者協議会

JSP0 指導者育成委員会のもとに設置し、都道府県体育・スポーツ協会及び中央競技団体等
のスポーツドクターの代表で構成する。公認スポーツドクター相互の連絡を密にし、主に活動
促進、相互研修、情報交換、広報活動の推進等について協議する。

(4) アスレティックトレーナー連絡会議

JSP0 指導者育成委員会のもとに設置し、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体、プ
ロスポーツ団体等及び JSP0 に所属するアスレティックトレーナーの代表で構成する。公認ア
スレティックトレーナー相互の連絡を密にし、主に活動促進、相互研修、情報交換、広報活動
の推進等について協議する。

(5) その他

前各号については、それぞれ別に定める。

〈活動促進〉

第12条 JSP0 及び JSP0 加盟団体等は、公認スポーツ指導者の活動促進と社会的信頼の向上を図
るため、その資質能力の向上と指導体制の確立、各種活動促進方策の推進に努める。

〈変更〉

第13条 この制度は、JSP0 指導者育成委員会の承認により変更することができる。

〈附則〉

1. この制度は、昭和63年8月24日から施行する。
2. この制度は、平成元年2月8日から施行する。
3. この制度は、平成4年9月14日から施行する。
4. この制度は、平成5年9月27日から施行する。
5. この制度は、平成6年7月5日から施行する。
6. この制度は、平成10年10月1日から施行する。
7. この制度は、平成11年6月8日から施行する。
8. この制度は、平成12年3月7日から施行する。
9. この制度は、平成12年10月20日から施行する。
10. この制度は、平成17年4月1日から施行する。
11. この制度は、平成17年7月13日から施行する。
12. この制度は、平成20年3月5日から施行する。
13. この制度は、平成23年4月1日から施行する。
14. この制度は、平成24年11月7日から施行する。
15. この制度は、平成26年7月23日から施行する。
16. この制度は、平成30年4月1日から施行する。
17. この制度は、平成31年4月1日から施行する。
18. この制度は、令和元年6月21日から施行する。
19. この制度は、令和元年9月26日から施行する。
20. この制度は、令和2年4月1日から施行する。
21. この制度は、令和3年4月1日から施行する。
22. この制度は、令和4年4月1日から施行する。
23. この制度は、令和5年1月1日から施行する。